

第62号議案

遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成25年4月1日から遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、遠賀・中間地域広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成24年12月4日提出

中間市長 松下 俊男

遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

共同処理する事務	市 町
(1) し尿処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町
(2) 火葬施設に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町
(3) ごみ処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町
(4) 消防（本部及び消防署）に関する事務（非常備消防及び消防水利を除く。）	水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

(1) し尿処理に関する事務に要する経費

負担割合	經常経費	その他の経費	関係市町
負担区分			
人口割	2割	2割	中間市・水巻町・
平等割	1割	2.5割	岡垣町・芦屋町・
投入量割	7割	5.5割	遠賀町

備考 人口割の人口は前年末の住民登録人口とし、投入量割の量は前年1月1日から12月31日までの投入実績により算出した量とする。

(2) 火葬施設に関する事務に要する経費

負担割合 負担区分	経常経費	その他の経費	関係市町
人口割	10割	7割	中間市・水巻町・ 岡垣町・芦屋町・ 遠賀町
平等割		3割	

備考 人口割の人口は前年末の住民登録人口とする。

(3) ごみ処理に関する事務に要する経費

負担割合 負担区分	経常経費	その他の経費	関係市町
人口割	2割	2割	中間市・水巻町・ 岡垣町・芦屋町・ 遠賀町
平等割	1割	2.5割	
投入量割	7割	5.5割	

備考

- 1 人口割の人口は前年末の住民登録人口とする。
- 2 投入量割の量は、前年1月1日から12月31日までの投入実績により算出した量とする。

(4) 消防（本部及び消防署）に関する事務に要する経費

負担割合	関係市町
<p>地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出されるそれぞれの関係町の当該年度の基準財政需要額のうち、消防費の算定方法に準じて算定した額の60パーセントに相当する額を基準として分賦する。</p> <p>ただし、この分賦金によっても不足する場合には、100分の20を関係町の均等割、100分の80を人口割として算出した額の分賦金を加算する。</p>	水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町

備考

ただし書きにより加算する分賦金の人口割の人口は、最近の国勢調査人口による。

(5) 第3条の組合の事務に要する経費（組合事務所）

負担割合	関係市町
<p>当該市町人口数に加入施設数を乗じた数（以下「加入施設人口数」という。）で関係市町の加入施設人口数の総数で除して得た負担割合とする。</p> <p>算式</p> $\frac{\text{加入施設人口数}}{\text{関係市町総加入施設人口数}}$	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町

備考

人口は、前年末の住民登録人口とする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の一部を改正する規約の新旧対照表

改 正 後	改 正 前																												
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共 同 処 理 す る 事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>し尿処理に関する事務</u></td> <td><u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>火葬施設に関する事務</u></td> <td><u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>ごみ処理に関する事務</u></td> <td><u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>消防（本部及び消防署）に関する事務（ 非 常備消防及び消防水利を除く。）</u></td> <td><u>水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> </tbody> </table>	共 同 処 理 す る 事 務	市 町	(1) <u>し尿処理に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(2) <u>火葬施設に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(3) <u>ごみ処理に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(4) <u>消防（本部及び消防署）に関する事務（ 非 常備消防及び消防水利を除く。）</u>	<u>水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共 同 処 理 す る 事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>老人福祉施設遠賀静光園に関する事務</u></td> <td><u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>し尿処理に関する事務</u></td> <td><u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>火葬施設に関する事務</u></td> <td><u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>ごみ処理に関する事務</u></td> <td><u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>削除</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) <u>消防（本部及び消防署）に関する事務（ 非 常備消防及び消防水利を除く。）</u></td> <td><u>水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(7) <u>削除</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) <u>削除</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共 同 処 理 す る 事 務	市 町	(1) <u>老人福祉施設遠賀静光園に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(2) <u>し尿処理に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(3) <u>火葬施設に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(4) <u>ごみ処理に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(5) <u>削除</u>		(6) <u>消防（本部及び消防署）に関する事務（ 非 常備消防及び消防水利を除く。）</u>	<u>水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(7) <u>削除</u>		(8) <u>削除</u>	
共 同 処 理 す る 事 務	市 町																												
(1) <u>し尿処理に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
(2) <u>火葬施設に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
(3) <u>ごみ処理に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
(4) <u>消防（本部及び消防署）に関する事務（ 非 常備消防及び消防水利を除く。）</u>	<u>水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
共 同 処 理 す る 事 務	市 町																												
(1) <u>老人福祉施設遠賀静光園に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
(2) <u>し尿処理に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
(3) <u>火葬施設に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
(4) <u>ごみ処理に関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
(5) <u>削除</u>																													
(6) <u>消防（本部及び消防署）に関する事務（ 非 常備消防及び消防水利を除く。）</u>	<u>水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																												
(7) <u>削除</u>																													
(8) <u>削除</u>																													

別表（第16条関係）

(1) し尿処理に関する事務に要する経費

負担割合 負担区分	経常経費	その他の経費	関係市町
人口割	2割	2割	中間市・水巻町・ 岡垣町・芦屋町・ 遠賀町
平等割	1割	2.5割	
投入量割	7割	5.5割	

備考 人口割の人口は前年末の住民登録人口とし、投入量割は前年1月1日から12月31日までの投入実績により算出した量とする。

(2) 火葬施設に関する事務に要する経費

負担割合 負担区分	経常経費	その他の経費	関係市町
人口割	10割	7割	中間市・水巻町 岡垣町・芦屋町 遠賀町
平等割		3割	

備考 人口割の人口は前年末の住民登録人口とする。

別表（第16条関係）

(1) 老人福祉施設遠賀静光園に関する事務に要する経費

負担区分	負担割合	関係市町
平等割	4割	中間市・水巻町 岡垣町・芦屋町
世帯数割	4割	遠賀町
入園者数割	2割	

備考 世帯数割の世帯数は前年度末の住民登録世帯とし、入園者数割の入園者数は前年度末の入園者数とする。

(2) し尿処理に関する事務に要する経費

負担割合 負担区分	経常経費	その他の経費	関係市町
人口割	2割	2割	中間市・水巻町・ 岡垣町・芦屋町・ 遠賀町
平等割	1割	2.5割	
投入量割	7割	5.5割	

備考 人口割の人口は前年末の住民登録人口とし、投入量割は前年1月1日から12月31日までの投入実績により算出した量とする。

(3) ごみ処理に関する事務に要する経費

負担割合 負担区分	経常経費	その他の経費	関係市町
人口割	2割	2割	中間市・水巻町・ 岡垣町・芦屋町・ 遠賀町
平等割	1割	2.5割	
投入量割	7割	5.5割	

(3) 火葬施設に関する事務に要する経費

負担割合 負担区分	経常経費	その他の経費	関係市町
人口割	10割	7割	中間市・水巻町 岡垣町・芦屋町 遠賀町
平等割		3割	

備考 人口割の人口は前年末の住民登録人口とする。

備考

- 1 人口割の人口は前年末の住民登録人口とする。
- 2 投入量割の量は、前年1月1日から12月31日までの投入実績により算出した量とする。

(4) ごみ処理に関する事務に要する経費

負担割合 負担区分	経常経費	その他の経費	関係市町
人口割	2割	2割	中間市・水巻町・ 岡垣町・芦屋町・ 遠賀町
平等割	1割	2.5割	
投入量割	7割	5.5割	

(4) 消防（本部及び消防署）に関する事務に要する経費

負担割合	関係市町
地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出されるそれぞれの関係町の当該年度の基準財政需要額のうち、消防費の算定方法に準じて算定した額の60パーセントに相当する額を基準として分賦	水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町

する。
 ただし、この分賦金によっても不足する場合には、100分の20を関係町の均等割、100分の80を人口割として算出した分賦金を加算する。

備考

ただし書きにより加算する分賦金の人口割の人口は、最近の国勢調査人口による。

(5) 第3条の組合の事務に要する経費

負担割合	関係市町
当該市町人口数に加入施設数を乗じた数（以下「加入施設人口数」という。）で関係市町の加入施設人口数の総数で除して得た負担割合とする。 算式 $\frac{\text{加入施設人口数}}{\text{関係市町総加入施設人口数}}$	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町

備考

人口は、前年末の住民登録人口とする。

備考

- 1 人口割の人口は前年末の住民登録人口とする。
- 2 投入量割の量は、前年1月1日から12月31日までの投入実績により算出した量とする。

(5) 削除

(6) 消防（本部及び消防署）に関する事務に要する経費

負担割合	関係市町
地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出されるそれぞれの関係町の当該年度の基準財政需要額のうち、消防費の算定方法に準じて算定した額の60パーセントに相当する額を基準として分賦する。 ただし、この分賦金によっても不足する場合には、100分の20を関係町の均等割、100分の80を人口割として算出した分賦金を加算する。	水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町

備考

ただし書きにより加算する分賦金の人口割の人口は、最近の国勢調査人口による。

(7) 削除

(8) 削除

(9) 第3条の組合の事務に要する経費

負担割合	関係市町

	<p>当該市町人口数に加入施設数を乗じた数（以下「加入施設人口数」という。）で関係市町の加入施設人口数の総数で除して得た負担割合とする。</p> <p>算式</p> $\frac{\text{加入施設人口数}}{\text{関係市町総加入施設人口数}}$	<p>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</p>
	<p>備考 人口は、前年末の住民登録人口とする。</p>	